

竹原市建設工事着手日選択型契約方式の試行に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、竹原市が発注する建設工事(以下「工事」という。)の一部において、受注者が一定の期間内で工事着手日(工期の始期日をいう。以下同じ。)を選択することができる契約方式(以下「本契約方式」という。)を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本契約方式は、契約後から工事着手すべき期日まで一定の期間がある工事のうち、市長が本契約方式を試行することが有利であると認めたものに適用する。

(工事着手期限日及び工事着手日)

第3条 市長は、工事着手の期限となる日(以下「工事着手期限日」という。)をあらかじめ定めるものとする。

2 工事着手期限日は、契約見込日の翌日から起算し、90日以内とする。

3 落札者となるものは、契約見込日の翌日から工事着手期限日までの期間で、任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書(別記様式1)により市長に通知しなければならない。

(工期等の設定)

第4条 市長は、工事の完成に通常必要な日数を算定した所要工期に、契約見込日の翌日から起算し工事着手期限日までの日数を加算して工事完成の期限となる日(以下「工事完成期限日」という。)の設定を行うものとする。

2 契約上の工期は、前条第3項による工事着手日に、前項の所要工期の日数を加算して設定する。ただし、工期の終期日が竹原市の休日を定める条例(平成元年条例第18号)に定める市の休日にあたる場合は、その翌日とする。

(工期の変更)

第4条の2 市長及び受注者は、関連工事の調整への協力その他理由がある場合は、その理由を明示した書面により、契約日から工事着手期限日までの期間に限り、工事着手日の変更を請求することができる。

2 市長は、前項の規定により受注者から請求があった場合において、必要があると認められるときは、契約工期の変更を行うものとする。

3 受注者は、第1項の規定により市長から請求があった場合において、工事着手日を変更することが可能な場合は工期の変更を行うものとする。

4 工期の変更方法は、竹原市建設工事執行規則(平成9年竹原市規則第15号)第33条によるものとし、協議開始の日は、第1項による請求を受けた日とする。

(前払金の取扱い)

第5条 受注者は、工事着手日前に工事の前払金を請求できない。

(工事着手日前の取扱い)

第6条 契約日から工事着手日の前日までの期間における工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事に着手することはできない。

(技術者の取扱い)

第7条 契約日から工事着手日の前日までの期間は、現場代理人、主任技術者（又は監理技術者）及び専門技術者を配置することを要しない。

2 受注者は、工事に着手するに際し、現場代理人、主任技術者（又は監理技術者）及び専門技術者を置いたときは、建設工事請負契約約款第10条に基づき速やかに発注者へ通知しなければならない。

3 コリンズへの登録は、工事着手日から土曜日、日曜及び国民の祝日等を除き10日以内に行うものとする。

(経費の負担)

第8条 本契約方式の試行により生じる経費は、工事着手日の前日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

(契約保証金)

第9条 契約保証の期間は、契約日の翌日から契約工期の終期日までとする。

(公告及び入札条件への明示)

第10条 市長は、別紙1に基づき次の事項を公告及び入札条件へ明示する。

(1) 本契約方式の対象工事であること

(2) 第3条の工事着手期限日

(3) 第3条第3項、第4項、第4条第2項、第5条、第6条第2項、第7条、第8条及び第9条に関する事項

(契約書への明示)

第11条 市長は、別紙3に基づき第5条、第6条第2項、第7条及び第8条に関する事項を契約書（特約事項を含む。）に明示する。

(その他)

第12条 この要領の規定は、測量・建設コンサルタント等業務発注要綱（平成12年竹原市告示第18号）第2条に規定する測量・建設コンサルタント等業務の契約について準用する。

2 前項の規定により、測量・建設コンサルタント等業務の契約について準用する場合は、

次表左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、その他本文中「工事」とあるのを「業務」と読み替える。

第1条	建設工事（以下「工事」という。）	測量・建設コンサルタント等業務（以下「業務」という。）
	（工期の始期日をいう。以下同じ。）	（履行期間の始期日をいう。以下同じ。）
第3条	（別記様式1）	（別記様式2）
第4条	（工期等の設定）	（履行期間等の設定）
	所要工期	所要期間
	工期	履行期間
第4条の2	（工期の変更）	（履行期間の変更）
	工期	履行期間
	竹原市建設工事執行規則（平成9年竹原市規則第15号）第33条	土木設計業務等委託契約約款第24条又は建築設計業務等委託契約約款第27条
第6条	工事現場	業務箇所
第7条	現場代理人、主任技術者（又は監理技術者）及び専門技術者	管理技術者、照査技術者及び担当技術者
	建設工事請負契約約款第10条	土木設計業務等委託契約約款第10条及び第11条又は建築設計業務等委託契約約款第14条
	コリンズ	テクリス又はパブダス
	10日以内	15日以内
第8条	現場	業務箇所
第9条	工期	履行期間
第10条	別紙1	別紙2
第11条	別紙3	別紙4

3 この要領に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

別記
様式1

工 事 着 手 日 通 知 書
(工事着手日選択型契約方式適用工事)

年 月 日

様

落札者 住所
商号又は名称
代表者氏名

印

次のとおり工事着手日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 着 手 日	年 月 日

※ 契約前に提出すること。

様式2

業 務 着 手 日 通 知 書
(業務着手日選択型契約方式適用業務)

年 月 日

様

落札者 住所
商号又は名称
代表者氏名

印

次のとおり業務着手日を定めましたので通知します。

業 務 名	
業 務 場 所	
業 務 着 手 日	年 月 日

※ 契約前に提出すること。

工事着手日選択型契約方式について

本工事は、工事着手日選択型契約方式の対象工事であり、受注者が一定の期間内で工事着手日（工期の始期日をいう。以下同じ）を選択することができる。

1 本工事の工事着手期限日

本工事の工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。

2 工事着手日

落札者となるものは、契約日の翌日から工事着手期限日までの期間で、任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書（別記様式1）により発注者に通知しなければならない。

3 工期

契約上の終期日は受注者の工事着手日のから所要工期の日数（〇〇日）を加えて設定する。

4 前払金

受注者は、工事着手日前に対象工事の前払金を請求することはできない。

5 工事着手日前の取扱い

受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。

6 配置予定技術者の取扱い

- (1) 契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者等及び現場代理人を配置することを要しない。
- (2) 受注者は、契約約款第10条に基づく「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」は工事着手日から14日以内に発注者に提出し、コリンズへの登録は工事着手日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録機関に登録する。

7 経費の負担

本契約方式により生じる経費は、工事着手日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

8 契約保証金

契約保証の期間は、契約日の翌日から工期の終期日までとする。

業務着手日選択型契約方式について

本業務は、業務着手日選択型契約方式の対象業務であり、受注者が一定の期間内で業務着手日（履行期間の始期日をいう。以下同じ）を選択することができる。

1 本業務の業務着手期限日

本業務の業務着手の期限となる日（以下「業務着手期限日」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。

2 業務着手日

落札者となるものは、契約日の翌日から業務着手期限日までの期間で、任意の日を業務着手日に定め、契約前に業務着手日通知書（別記様式2）により発注者に通知しなければならない。

3 履行期間

契約上の終期日は受注者の業務着手日のから所要期間の日数（〇〇日）を加えて設定する。

4 前払金

受注者は、業務着手日前に対象業務の前払金を請求することはできない。

5 業務着手日前の取扱い

受注者は、契約日から業務着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、業務着手することはできない。

6 配置予定技術者の取扱い

- (1) 契約日から業務着手日の前日までの期間は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することを要しない。
- (2) 受注者は、テクリスへの登録は業務着手日から土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に登録機関に登録する。

7 経費の負担

本契約方式により生じる経費は、業務着手日までの業務箇所の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

8 契約保証金

契約保証の期間は、契約日の翌日から履行期間の終期日までとする。

特 約 事 項
(工事着手日選択型契約方式に関する事項)

- 1 受注者は、工事着手日前に対象工事の前払金を請求することはできない。
- 2 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。
- 3 契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者等及び現場代理人を配置することを要しない。
- 4 本契約方式により生じる経費は、工事着手日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

特 約 事 項
(業務着手日選択型契約方式に関する事項)

- 1 受注者は、業務着手日前に対象業務の前払金を請求することはできない。
- 2 受注者は、契約日から業務着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、業務着手することはできない。
- 3 契約日から業務着手日の前日までの期間は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することを要しない。
- 4 本契約方式により生じる経費は、業務着手日までの業務箇所の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。